

令和元年11月に公布した条例

条例番号	条例名	制定改廃等の理由及び概要	所管課名
第29号	伊勢崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>令和元年12月に支給する期末手当の支給割合を年間0.05月分引き上げるもの</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>令和2年6月以降に支給する期末手当の支給割合を改正するもの</p>	職員課
第30号	伊勢崎市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	<p>【理由】</p> <p>伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>令和元年12月に支給する期末手当の支給割合を年間0.05月分引き上げるもの</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>令和2年6月以降に支給する期末手当の支給割合を改正するもの</p>	職員課
第31号	伊勢崎市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条	<p>【理由】</p> <p>人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律による一般職の職員の給与に関する法律の一部</p>	職員課

例		<p>改正に準じ、改正の必要を認めたもの</p> <p>【概要】</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>ア 令和元年12月支給の勤勉手当の支給割合を年間0.05月分引き上げるもの</p> <p>イ 給料表の改定を行うもの</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>ア 住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、手当額の上限を1,000円引き上げるもの</p> <p>イ 令和2年6月以降に支給する勤勉手当の支給割合を改正するもの</p> <p>ウ 法の改正に合わせ、条文の整備を図るもの</p>	
---	--	---	--